

1. 新燃費測定モードの導入

- 1) ユーザーの走行条件等に応じた燃費情報の提供及びハーモナイゼーションの観点等から、新燃費測定基準（WLTCモード）が導入される。
- 2) 「WLTCモード燃費」は、「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の4つのモードの燃費値からなる。
- 3) WLTCモードによる審査は、2018年10月以降の新型車に義務付けられ、2020年9月以降は継続生産車への審査が義務付けられる。
当分の間は、JC08モードとWLTCモードが併存することとなる。

2. カタログ等における「WLTCモード燃費」の表示（省エネ法に基づくもの）

1) 表示が必要な事項及び表示方法（カタログ、展示車（スペックシート））

- ①燃費値
 - ・「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること
- ②「WLTCモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨
- ③以下の各モードの説明（※1）
 - ・WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的走行モード
 - ・市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定
 - ・郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定
 - ・高速道路モード：高速道路での走行を想定
- ④燃費に関する付記説明（「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨）
- ⑤JC08モード燃費を有する車両は、JC08モードの燃費値



<具体的な表示方法>（自工会宣伝分科会申合せ）

1. 「JC08」と「WLTC」の各モードの燃費値は同等の大きさで表示
2. 「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値は「WLTC」と同等かそれ以下の大きさで、また「WLTCモード燃費」の4つの燃費値は近接箇所に表示
3. モードの説明及び燃費の付記説明を公取協ルールに基づき明瞭に表示

3. 広告等における「WLTCモード燃費」の表示（規約に基づくもの）

1) 表示方法検討の理由等

- ①規約第5条第4号では、燃費を表示する際の数値は「公式テスト値又は公的第三者のテスト値（EPA燃費等）に限る」と定められているが、公式テスト値であるWLTCモードの燃費値の具体的な表示方法は定められていない。
- ②新燃費測定モード導入の趣旨等を踏まえ、燃費に関する消費者への適正な情報提供、不当表示の未然防止を図るため、広告等に「WLTCモード燃費」を表示する場合の表示事項や表示方法、不当表示に該当する事例等を取りまとめた。

2) 「WLTCモード燃費」に基づく燃費の表示方法等のポイント

(1) 表示が必要な事項及び表示方法（カタログ、スペックシート以外）

- ①燃費値
 - ・「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。
ただし、表示スペース等の関係で全て表示できない場合は、「WLTC」のみを表示することもできる。
（「市街地」、「郊外」、「高速」いずれかのモードのみを表示することはできない。）
 - ・「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値は、「WLTC」と同等かそれ以下の大きさで表示すること。
 - ・JC08モード燃費値も有する場合、当該燃費値のみを表示することはできない。
- ②「WLTCモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨
 - ・「WLTCモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨は、燃費値の近接箇所に表示すること。
- ③各モードの説明（※1と同様）。
- ④燃費に関する付記説明（「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨）
※③の各モードの説明、④の燃費に関する付記説明は、①の燃費値との関連を明確にした上で、明瞭に表示すること。
- ⑤その他
 - ・ラジオCMやスペースの小さいバナー広告は、③の各モードの説明、④の燃費に関する付記説明の表示は、省略することができる。
 - ・その他の表示方法については、**「燃費についての明瞭な表示に関する規約運用の考え方」（平成25年11月策定）**に基づき表示すること。

(2) 燃費に関する「No.1」等の表示

- ・他社に比較すべきものが存在しない場合は、「WLTCモード燃費」で「No.1」である旨を表示することはできない。＜新車に関する規則第16条第2項＞
 - ・「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードについて、それぞれ「No.1」である旨を表示することができるが、「No.1の根拠（どのモードで「No.1」であるのか、及び燃費値等）」を明瞭に表示すること。
 - ・「WLTC」モードで「No.1」の場合は、「WLTC」モードの燃費値のみの表示で足りるが、その他のモードで「No.1」である旨を表示する場合は、「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。
- ※いつの時点から「No.1」である旨を表示できるようにするか等、「No.1」表示への対応については、引き続き、新車部会において検討を実施**

(3) 不当表示に該当するおそれのある表示

- ・表示した数値は「高速道路」モードであるにもかかわらず、その旨を表示せず、あたかも表示した数値が「WLTC」モードの燃費値であるかのように誤認される表示等は不当表示として取り扱う。